## 農業委員会会議録

児玉郡神川町農業委員会

開催	年月日	及び開催場所		令和	和2年2	月21日	神川町役場本庁舎3階協議会室						
開議	時刻及	及び宣告者		<u> </u>	午後1時	30分	神川町	農業委員	会長	櫻澤 泰信			
閉会	時刻	及び宣告者		4	午後3時	30分	神川町	農業委員	会長		櫻澤 泰信		
議	長	櫻 澤 秀	<b>泰</b> 信		Ē	議事参与制限委員数		0		傍聴人数	0		
出席した事	務局職員	事務局長 櫻澤 典明・事務	局長補佐 場	堀口 二	三夫・事	務局主事補 岩井 亮介	書:	記	事務局長補	佐 堀口 二三	きままでは、またまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	岩井 亮介	
	席次	氏 名	出	次	席次	氏名	<b>,</b>	出欠	席次	氏	名	出欠	
	1	髙宮 和浩	(	0	9	松本 由紀子	2	×	4	12	<b>上藤</b> 文雄	0	
委	2	髙栁 義信	(	0	1 0	清水 武		0	5	了	季藤 克美	0	
員	3	髙田英夫	(	0	1 1	中井 健一		0	6	亲	 f井 英雄	×	
出	4	須川 朋和	;	×	1 2	野村 清太良	ß	0	7	f.	火山 政治	0	
欠	5	野村 千江子	(	0	1 3	櫻澤 泰信		0	8	Ē	高橋 栄一	0	
状 況	6	坂本 等	(	0	1	進藤 誠一		0	9	岩	﨑 喜久夫	0	
7,5	7	長谷川 隆	(	0	2	木口 和久		0	1 0	Ē	高橋 八夫	0	
	8	萩原 康広	(	0	3	四方田 芳泰	- -	0	1 1		町田 貴	0	

会 議 事 項	顛 末	備考
	それでは、定刻となりましたので、農業委員会会議規則第4条により会長が議長とな	櫻澤(課長)事務局長
	り議事を進めていただきます。	13時30分 開会
議長	ただいまから、令和2年 第2回農業委員会の総会を開会したいと思います。	
	出席委員は、13名中11名の出席ですので、総会は、成立いたします。	出席委員数:11名
	それでは、議案に入りたいと思います。	欠席委員数: 2名
	日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。	傍聴人 : O名
	神川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人の指名を行い	議事参与 : 0名
	ます。議事録署名人は、5番 野村 千江子 委員、6番 坂本 等 委員にお願いし	
	ます。書記は、事務局の堀口、岩井両君を指名いたします。	
	つづきまして、日程第2第4号議案に移ります。	
	それでは事務局よりお願いします。	
	農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分)	3条申請
事務局	議案書朗読	
議長	<b>ありがとうございました。続きまして地区担当委員より報告をお願いいたします。</b>	
7番 長谷川 委員		
	ていただきまして、申請地と書いてある下のところでございます。こちらの場所は申請	
	者の自宅のすぐ東にございます。現状は畑として耕作しているような状況でございま	
	す。2筆目につきましては、農免道を寄島から小浜のほうに向かった場所です。5ペー	
	ジに配置図がございます。こちらの場所につきましては田んぼとして利用されている様	

会 議 事 項	顛 末	備	考
	子でした。以上です。		
議	ありがとうございました。続いて事務局より説明をお願いいたします。		
事務局	申請地については、ただいま長谷川委員の説明の通りでございます。1筆見のすぐ横になっておりまして、受人の所有する畑に隣接しております。2筆目は農免道の方の田んぼですが、こちらも受人の所有する田んぼに隣接してお一体となって利用されております。受人は購入後農地を耕作すること、下限でていることから、農地法3条第2項各号に該当しないため、申請を受理いたご審議よろしくお願いいたします。	目について りまして、 面積も超え	
議長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の 区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べて ないようなので採決に移ります。第4号議案1番について、原案のとおり記 とに賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、第4号議案1番については、原案のとおり決しまし がとうございました。 続きまして、2番の朗読をお願いいたします。	ください。 実議なし 決定するこ 全員賛成	
事務局	農地法第3条の規定による許可申請について(委員会処分) 事務局朗読	3条申請	

会 議 事 項		備	考
議長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員より報告をお願いいたします。		
3番 髙田 委員	現地は19日に会長、事務局と確認してまいりました。場所は位置図を見ていただいて、県道を上里方面に向かいまして、国道を超えたところの先に受人の自宅がございまして、道を挟んで受人の梨畑がございます。その続きが今回の申請地でございます。現地は野菜が作られ、きれいに耕運されておりました。特に問題はない場所だと思います。以上です。		
議長	続いて事務局より説明をお願いいたします。		
事務局	申請地につきましては、髙田委員よりありました通りでございます。申請地についてはきれいに耕運されており、受人の農地と地続きにあることから、利便性も高いと思います。受人は購入後農地を耕作すること、下限面積も超えていることから、農地法3条第2項各号に該当しないため、申請を受理いたしました。よろしくご審議お願いいたします。		
議長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地 区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。 ないようなので採決に移ります。4号議案2番について、原案のとおり決定すること に賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、第4号議案2番については、原案のとおり決しました。あり がとうございました。 続きまして、3番の朗読をお願いいたします。	異議なし全員賛成	

会議事項	顛	末	備	考
	農地法第3条の規定による許可申請	情について (委員会処分)	3条申請	
事務局	事務局朗読			
議長	ありがとうございました。続きまして地区	丞担当委員より報告をお願いいたします。		
野村 清太郎 代理	申請地は 14 筆ありますが、県道から〇〇の筆です。次は〇〇から500mほど入ったりに1番目から9番目の筆がございます。1て、筆は分かれておりますが、現地は1枚にきれいになっておりました。以上です。	ところに屋敷がございます。その屋敷の必 1番から14番は〇〇の北側にございまし	<u>«</u>	
議長	続いて事務局より説明をお願いいたします。			
事務局	申請地につきましては、野村委員よりあり うことでの申請ですが、以前に11ページの もともと、そこを購入する前から贈与の相談 ろがあったので、以前の申請で先に購入した 今回は息子さん名義に変更したいというと 配置図を見ていただきまして、1番から9番 ついては、先ほどもありました通り〇〇の近 申請地についてはきれいに耕運されており と思います。農地についてはすでに受人であ	の申請地の隣を購入した受人ですけれども、 はありました。その中で、購入したいとこという経緯でございます。 ころで申請がございました。10ページの はご自宅の周りでございます。10番に で、残りは00の方です。 り、受人の農地と地続きにあり利便性も高い		

会 議 事 項		備	考
	ないため、申請を受理いたしました。よろしくご審議お願いいたします。		
議	長 ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局	の説明、地	
	区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べて	こください。 挙手あり	
6番 坂本 委員	るぜ贈与するのか、通常であれば相続でよいのでは?		
事務り	<b>単純に息子さんの名義に変更しておきたいというようなお話でした。</b>		
議	しません。 長 他にございますか。ないようなので採決に移ります。4号議案3番につい	て、原案の	
	とおり決定することに賛成の方は、挙手でお願いします。	全員賛成	
	全員賛成ということで、第4号議案3番については、原案のとおり決しまがとうございました。	こした。あり	
議	 		
	農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)	5条申請	
事務り	局 議案書朗読 		
議	長 ありがとうございました。続きまして地区担当委員より報告をお願いいた	:します。	
3番 髙田 委貞	│ 員│ 19日に現地を確認してまいりました。現地につきましては、元阿保の旧	254号を	
	藤岡方面に行きますと左側に〇〇がありますが、その手前に渡人の自宅が	ございまし	

会議	事項		備考	
		て、その隣に申請地の畑がございます。現状はきれいに耕地になっております。よろし くお願いいたします。		
	議長	 		
	事務局	申請地につきましてはただいま髙田委員より報告がありましたとおりでございます。 議案書の17ページの配置図を見ていただきますと、従業員さんの駐車場とトラック 等の進入路を確保したいということです。ご審議よろしくお願いいたします。		
	議長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明、地 区担当委員からの報告について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。	挙手あり	
推進委員	佐藤 委員	従業員さんの駐車場ができれば、お客さんも車を置きやすくなるからそのためでもあ るのか。		
	事務局	そうです。		
	議	ほかにございますか。ないようなので採決に移ります。5号議案1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願いします。 全員賛成ということで、第5号議案1番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。	全員賛成	
		続きまして、2番の朗読をお願いいたします。		

会 議 事 項		備考
	農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)	5条申請
事務局	議案書朗読	
議長	ありがとうございました。続きまして地区担当委員より報告をお願いいたします。	
1番 髙宮 委員	19ページの配置図を見ていただきまして、国道254を児玉方面に向かいまして、〇〇を過ぎたところの交差点を右に曲がって、〇〇の駐車場へ入るところがあるんですけども、その駐車場から出入りするようなかたちになります。現在は耕作放棄地になっております。所有者はうちの近所の植木屋さんですけども、歳は70過ぎでここだけ飛び地であるみたいで、処分したかった様子です。以上です。	
議長	続きまして、事務局より説明をお願いいたします。	
	申請地につきましては、ただいま髙宮委員より報告があった通りでございます。議案	3
事務局	書の20ページを見ていただきまして、このような配置でパネル288枚を角度20°で設置したいとのことです。先ほど髙宮委員よりありました、進入路についてですが、〇〇の駐車場の一部をお借りして建てるということは確認しております。よろしくお願いいたします。	
議長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。 ないようなので採決に移ります。5号議案2番について、原案のとおり決定すること	異議なし :
	に賛成の方は、挙手でお願いします。	全員賛成

;	会	議	事項	頁	顛 末		備	考
					全員賛成ということで、第5号議案2番については、原案のとおり許可相当とし	て意		
					見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。 			
					続きまして、3番の朗読をお願いいたします。			
					農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)		5条申請	
			事	務局	議案書朗読			
					続きまして、地区担当からの報告をお願いいたします。			
	推進	委員	進藤	委員				
					放棄地として雑草が生えております。23ページの土地利用計画図を見ていただきて、こちらにあるような計画です。	きまし		
			議	長	続きまして、事務局より説明をお願いいたします。			
			事	務局				
					23ページを見ていただきますと、以前に申請地の隣を従業員の駐車場というこ 転用しておりまして、今回は会社の中型車両の置き場ということでの申請がござい			
					た。書類等すべてそろっておりましたので、申請を受理いたしました。よろしくお			
					いたします。			
			議	長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明	につ		

会 議 事 項	顛	末	備	考
推進委員 佐藤 委員	いて、発言があるかたは挙手をして意見を述べて 渡人は〇〇の関係者の方ですか。	ください。	挙手あり	
事務局	はい。〇〇です。			
議長	他にございますか。ないようなので採決に移りまとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い 全員賛成ということで、第5号議案3番について 見を添えて県知事に送付致します。ありがとうごと	します。 ては、原案のとおり許可相当として意	全員賛成	
事務局	続きまして、4番の朗読をお願いいたします。 農地法第5条の規定による許可申請につい 議案書朗読	いて(知事処分)	5条申請	
議長	続きまして、地区担当は私ですので、報告致しる側に位置しております。道路沿いは駐車場になって入路として購入しまして、中に資材置き場を作るとったためこのような計画になっております。現地にいたのでおります。以上です。 続きまして、事務局より説明をお願いいたします。	ておりますが、その駐車場の一部を進 ということです。もともと接道がなか は雑草が生えていましたが、今はきれ		

会議	事項				備	考
	事系	务 局	申請地につきましては、ただいま会長より報告があった通りでござ	います。議案書2		
			6ページを見ていただきまして、申請地は入り口がありますが、狭い	道ですが、駐車場		
			の一部を買い取りまして、このような形で資材置き場を作るとのこと	です。申請書類等		
			すべてそろっておりましたので、申請を受理いたしました。よろしくお	お願いいたします。		
	議	長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの	事務局の説明につ		
			いて、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。	<u> </u>	異議なし	
			ないようなので採決に移ります。5号議案4番について、原案のと	おり決定すること		
			に賛成の方は、挙手でお願いします。	1	全員賛成	
			全員賛成ということで、第5号議案4番については、原案のとおり	許可相当として意		
			見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。			
			続きまして、5番の朗読をお願いいたします。			
			農地法第5条の規定による許可申請について(知事処分)		5条申請	
	事	务 局	議案書朗読			
	議	長	続きまして、地区担当からの報告をお願いいたします。			
推進委員	佐藤	委員	19日に現地確認に行ってまいりましたので、報告いたします。申	請理由は太陽光発		
			電で、27ページを見ていただきまして、〇〇の北側の道を東に国道	を渡って2kmほ		
			ど行きますと、県道にぶつかります。その交差点を左に曲がりまして	、28ページをご		
			覧いただき、OOさんの倉庫がありまして、現地に入るには、28ペ	ージと書いてある		

会 議 事 項		顛	ŧ	備	考
		ところを左に曲がると入ることができます。周りが住宅や倉庫	車で囲まれておりまして、		
		以前は田んぼになっておりましたので、周りより1mくらい個	氐くなっております。減反		
		政策以前は陸田になっており、その後は田んぼを作らなくなり	りました。その後耕作放棄		
		になってしまいまして、だんだんと住宅が建っていきました。	この付近ではすでに太陽		
		光になっている土地もございます。受人から直接お話も聞きま	まして、この地域の人には		
		説明会を行っているというお話も聞きました。私としても問題	<b>凰はないと思います。よろ</b>		
		しくお願いいたします。			
議	長	続きまして、事務局より説明をお願いいたします。			
事務	务 局	申請地につきましては、ただいま佐藤推進委員より報告があ	あった通りでございます。		
		議案書29ページを見ていただきまして、パネル2160枚	枚を角度10゜でこのよう		
		な配置になっております。宅地に囲まれた2種農地でござい	<b>います。くぼんだ農地です</b>		
		ので、下を固めてシート等は敷かずに工事を行うとのことで	です。説明会等も開かれ、		
		隣地の同意は得られているようです。また、3000㎡を起	<b>超えますので、常設審議委</b>		
		員会への意見照会も行います。書類等すべてそろっておりま	<b>ましたので、申請を受理い</b>		
		たしました。よろしくお願いいたします。			
議	長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただ	:いまの事務局の説明につ   		
		いて、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。			
				挙手あり	
11番 中井	委員	受人は外4名となっているが共有名義になっているのか。こ	この渡人は酪農家か。		
推進委員 佐藤	委員	共有ではなく、5名の所有者がおります。ほとんどは地元の	) カカです。〇〇さんは酪農		

会 議 事 〕	項	顛	末	備	考
		をやっており、息子さんが今はやっています。			
議	E	ルレーギンナナム かいしこかのでやかしやリナナ	<b>5 日詳安 5 受について</b> 「百安の		
<b>語</b>	長	他にございますか。ないようなので採決に移ります。 とおり決定することに賛成の方は、挙手でお願いしま		全員替成	
		全員賛成ということで、第5号議案5番については、		王貝貝以	
		見を添えて県知事に送付致します。ありがとうござい			
		続きまして、6番の朗読をお願いいたします。			
		農地法第5条の規定による許可申請について	(知事処分)	5条申請	
事	務局	議案書朗読			
議	長	続きまして、地区担当からの報告をお願いいたしま	す。		
3番 髙田	田 委員	場所につきましては、国道254号沿いに〇〇があ	りまして、その駐車場わきを西に		
		向かって入ったところの右側に家がありまして、そ <i>の</i>	)前に住宅を建てるという申請で		
		す。これといって問題はないかと思います。よろしく	お願いいたします。		
		続きまして、事務局より説明をお願いいたします。			
事	務局	申請地につきましては、ただいま髙田委員より報告だ	があった通りでございます。議案		
		書の32ページを見ていただきますと、配置図がござ	います。下の太い枠の申請地と、		
		上の細い線のお父様の宅地の一部を分筆いたしまして	、一体利用して住宅を息子さんが		

会 議 事	項	顛	末	備	考
		建てるという分家の申請でございます。よろしくお願いいたします。			
==	* E	ナルギレン デギハナしょ こん ヒルだないけいリナナ き	**いまの東数兄の説明につ		
諍	<b>長</b>	ありがとうございました。これより質疑にはいります。たいて、発言があるかなは発表をして意見を述べてください。	にいまの事務向の説明につ	異議なし	
		いて、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。 ないようなので採決に移ります。5号議案6番について、原案のとおり決定すること		共職なし	
		に賛成の方は、挙手でお願いします。	原来のこのり 人 たり ること	全員替成	
		全員賛成ということで、第5号議案6番については、原案	土貝貝以		
		見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました			
			-0		
		続きまして、7番の朗読をお願いいたします。			
		農地法第5条の規定による許可申請について(知事	基処分)	5条申請	
事	事 務 局	議案書朗読			
諍	<b>長</b>	続きまして、地区担当からの報告をお願いいたします。			
3番 髙	第田 委員	現地の場所ですが、○○から四軒在家のほうに向かいまし	て、右に〇〇さんがあると		
		ころを過ぎて200mくらい行った左側にございます。34	ページを見ていただきまし		
		て、手前にある道が四軒在家のほうに抜ける道で、その先に	ある信号が〇〇さんのとこ		
		ろです。申請地につきましては、畑地できれいになっており	まして、問題になるような		
		場所ではありません。住宅が点在しておりますが、道反対も	」渡人の農地でございます。		
		よろしくお願いいたします。			

会 議	事	項		顛 末	備	考
	議		長	続きまして、事務局より説明をお願いいたします。		
	事	務	局	申請地につきましては、ただいま高田委員より報告があった通りでございます。35ページ見ていただきますと、住宅と駐車スペース3台分とのことです。現地はきれいに管理されておりました。書類等すべてそろっておりましたので、申請を受理いたしました。よろしくお願いいたします。		
	議		長	ありがとうございました。これより質疑にはいります。ただいまの事務局の説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。 ないようなので採決に移ります。5号議案7番について、原案のとおり決定すること に賛成の方は、挙手でお願いします。 賛成多数ということで、第5号議案7番については、原案のとおり許可相当として意見を添えて県知事に送付致します。ありがとうございました。 続きまして第6号議案に移ります。それでは事務局より説明を願います。	異議なし	
	事	務	局	神川町農用地利用配分計画(案)について		
	議		長	ころの配分先を変更するものです。(議案書を朗読) よろしくお願いいたします。 説明のほう終わりましたので、質疑に入ります。事務局からの説明について、発言があるかたは挙手をして意見を述べてください。		
				ないようなので採決に移ります。6号議案について、原案のとおり賛成の方は、挙手		

会 議 事 項	顛	末	備	考
	でお願いします。 全員賛成ということで、第6号議案について	こは、原案のとおり決しました。ありがと	全員賛成	
	うございました。			
	以上をもちまして、全ての日程が終了しまし 力ありがとうございました。	ったので、総会を閉会といたします。ご協		
	67			
	解 散(15時40分)			